



森山前副市長の退職手当の支払い差し止めの 取り消しについて

庁舎建設に関する不正入札問題に関し、皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

さて、令和7年7月31日にお知らせしたとおり、令和7年7月4日付けで退職した森山前副市長の2期目の任期の退職手当については、捜査の状況を見守る必要性が生じたことから、令和7年7月30日付けで支払いを差し止めておりました。

その後、官製談合防止法違反及び加重収賄の罪で起訴された森山前副市長に対し、懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金10万円の判決が言い渡され、令和7年12月10日に判決が確定しました。その判決内容からは、2期目の任期の期間内において、退職手当を差し止める理由となるような事実は確認できなかったことから、顧問弁護士とも協議した結果、本日、退職手当の支払差止処分を取り消し、支給手続きを進めることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、退職手当の支払いにつきましては4月下旬を予定しておりますが、退職時に本人から自主返納の申し出がなされておりますので、申し出どおり自主返納を求める予定であります。

また、1期目の任期の退職手当につきましては、その取扱いを諮問するため、現在、退職手当審査会(※)の立ち上げに向け人選を進めているところですので、併せてお知らせいたします。

令和8年3月30日

桐生市長 荒木 恵司

【問い合わせ】
総務部人材育成課人事給与担当
TEL 0277-32-4157